

令和4年 第4回

とちぎ広域消防事務組合議会（定例会）

会 議 録

令和4年11月28日 開会

令和4年11月28日 閉会

とちぎ広域消防事務組合議会

議事日程

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| 第1 | 会議録署名議員の指名について |
| 第2 | 議席の指定について |
| 第3 | 会期の決定について |
| 第4 議案第16号 | 令和4年度とまち広域消防事務組合一般会計補正予算（第3号） |
| 第5 議案第17号 | 令和3年度とまち広域消防事務組合一般会計歳入歳出決算認定について |
-

会議に付した事件 議事日程に同じ

出席議員（36名）

1番 山川 秀正.	2番 堀江 美夫.	3番 高瀬 博文.	4番 秋間 紘一.
5番 杉山 幸昭.	7番 湯浅 佳春.	8番 桜井 崇裕.	10番 常通 直人.
11番 早苗 豊.	12番 中井 康雄.	13番 高木 修一.	14番 安田 清之.
15番 山谷 照夫.	16番 堀田 成郎.	17番 谷口 和弥.	18番 中橋 友子.
19番 寺林 俊幸.	20番 窪田 豊満.	21番 丹羽 泰彦.	22番 藤田 博規.
23番 柏崎 秀行.	24番 篠原 義彦.	25番 井脇 昌美.	26番 吉田 敏男.
27番 本田 学.	28番 田村 寛邦.	29番 菊地 ルツ.	30番 鈴木 仁志.
31番 清水 隆吉.	32番 今野 祐子.	33番 小椋 則幸.	34番 大和田三朗.
35番 木幡 裕之.	36番 佐々木勇一.	37番 杉野 智美.	38番 有城 正憲.

欠席議員（2名）

6番 吉田 稔. 9番 高橋 政悦.

出席説明員

組合長 米沢 則寿.

副組合長 小野 信次. 高木 康弘. 竹中 貢. 喜井 知己. 阿部 一男.
手島 旭. 森田 匡彦. 西山 猛. 村瀬 優. 飯田 晴義.
安井 美裕. 按田 武. 佐々木基裕. 渡辺 俊一. 野尻 秀隆.
水澤 一廣. 池原 佳一.

消防局長・事務局長 大石 健二. 消防局次長・事務局次長 広川 浩嗣.

消防局次長 長谷川耕三. 消防局総務課長・事務局主幹 畠山 誠人.

消防局消防救助課長 高橋 寛充. 消防局救急企画課長 近藤 慎哉.

消防局情報指令課長 杉山 知宏. 消防局予防課長 水木 慶一.

消防局総務課長補佐・事務局副主幹 山村 信也.

会計管理者 菊地 淳.

代表監査委員 川端 洋之.

監査委員事務局長 河本 伸一. 監査委員事務局主幹 澤沼 克也.

出席事務局職員

事務局長 小池 晃一. 書記 木下 忠実. 書記 田中 彰.

書記 逢坂 尚宏. 書記 鈴木 秀平. 書記 石山 亮太.

書記 蓑島 優貴. 書記 橋場 大地.

- 有城 正憲 議長 ただいまから、令和4年第4回とちち広域消防事務組合議会定例会を開会いたします。
ただちに、本日の会議を開きます。
ここで、議事の進行上、仮議席を指定いたします。
この度、新たに選出されました議員に係る仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。
次に、事務局長に本日の議事日程などについて報告させます。

- 小池 晃一 議会事務局長
報告いたします。
本日の出席議員は、36人であります。
欠席の届出は、6番吉田稔議員、9番高橋政悦議員からございました。
次に、今期定例会につきましても、組合長から去る11月21日付けをもって、招集告示した旨の通知がありましたので、ただちに各議員あて通知いたしております。
また、同日付けをもって、組合長及び監査委員に対して説明員の出席要求をいたしております。
次に、議案等の配付について申し上げます。
今期定例会に付議予定事件として受理しております令和3年度とちち広域消防事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてほか1件並びにとちち広域消防事務組合監査委員の審査意見書につきましても、11月21日付けをもって、各議員あて送付いたしております。
最後に、本日の議事日程でありますがお手元に配付の議事日程表第1号により、ご了承いただきたいと思います。
報告は以上であります。

- 有城 正憲 議長 日程第1
会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員に、16番堀田成郎議員及び17番谷口和弥議員を指名いたします。

- 有城 正憲 議長 日程第2

議席の指定を行います。

本件は、組合同規約第5条及び第6条の規定により、新たに選出されました議員に係るものであります。

議員の議席は、議長において、お手元に配付の議席表のとおり指定いたします。

-
- 有城 正憲 議長 日程第3
会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。
今期定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思
います。
これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 有城 正憲 議長 ご異議なしと認めますので、そのように決定いたしま
した。

-
- 有城 正憲 議長 日程第4
議案第16号、令和4年度とかち広域消防事務組合一般会
計補正予算第3号を議題といたします。
ただちに、提案理由の説明を求めます。
米沢則寿組合長、登壇願います。

-
- 米沢 則寿 組合長 議案第16号、令和4年度とかち広域消防事務組合一般会
計補正予算第3号のうち、はじめに、歳出についてご説明
いたします。

第10款総務費は、電気料金の高騰により契約先が変更にな
ったことから、基本料金の増額及び燃料費調整単価の増
に伴い、光熱水費を追加するものであります。

第15款消防費は、感染症対策に要する経費及び電気単価
の上昇などにより不足が見込まれる経費を追加するもので
あります。

第30款職員費は、北海道市町村職員退職手当組合の事前
納付金の清算に伴い、負担金を追加するものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。

第5款分担金及び負担金は、帯広市及び池田町からの分担金を追加するものであります。

第25款繰越金は、前年度繰越金を追加するものであります。

次に、繰越明許費につきましては、感染防止衣整備費について年度内に支出が終わらない見込みのため、繰越明許費を設定するものであります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○ 有城 正憲 議長 これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 有城 正憲 議長 別になければ、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 有城 正憲 議長 別になければ、討論を終わります。

これから、採決を行います。

お諮りいたします。

議案第16号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 有城 正憲 議長 ご異議なしと認めますので、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

○ 有城 正憲 議長

日程第5

議案第17号、令和3年度とかち広域消防事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

ただちに、提案理由の説明を求めます。

米沢則寿組合長、登壇願います。

- 米沢 則寿 組合長 議案第17号、令和3年度とかち広域消防事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

令和3年度の決算につきましては、お手元の決算書のほか、監査委員の審査意見書に示されているとおりですが、以下、その概要についてご説明いたします。

決算内容につきましては、最終予算額65億7,213万3,600円を計上し、歳入決算額67億3,520万1,708円に対し、歳出決算額は、63億6,393万998円となり、歳入歳出差し引き額は、3億7,127万710円となったところであります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

- 有城 正憲 議長 これから、質疑を行います。
37番杉野智美議員。
-

- 37番 杉野 智美 議員

議案第17号に関して何点か伺いたいと思います。令和3年度の決算ということで、歳入67億3,520万円、歳出63億6,393万円、実質収支で3億6,677万円だったわけですから、広域化後に財政も大きくなっている中で決算を迎えているということだと思います。消防力の状況について、現状と整備の状況について質問したいと思います。

1点目に、消防職員、署所及び車両の配置の状況はどのようになっているのでしょうか。配置の状況と充足率について伺います。

2点目に署所ですが、これまでも質問してきましたが、耐震基準を満たしていない3署所がある。これが広域化後の課題だったわけですが、その後、対応されているのか伺います。

3点目に常備車両についてです。広域化スタート時と現在の車両数の状況と更新の目安を経過した車両の台数との比率がどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

- 有城 正憲 議長 高橋寛充消防救助課長
-

- 高橋 寛充 消防救助課長

初めに、消防力の配置状況、充足率の関係につきましては、令和4年4月1日現在、消防職員は基準735人に対し実員695人で充足率94.6%、消防署所は市街地8署所、準市街地20署所、その他の地域に3署所を配置し、基準現有同数の31署所で充足率100%、車両は非常用車両及びその他の車両を除き充足率100%に満たない車両は指揮車のみで、基準20台に対し現有18台で充足率90%となっております。

次に、耐震基準を満たしていない3署所につきましては、改築等を検討しているところであり、前回の令和4年第1回定例会の答弁から特段進展等はありません。

次に、常備車両数につきましては、広域時、令和4年4月1日時点共に154台で同数。更新目安を経過した車両につきましては、広域時は更新対象車両141台中、20年以上経過している車両は27台で救急車を除いた消防車両等115台に対する比率は23.5%。令和4年4月1日時点では、更新対象車両143台中20年以上経過している車両は23台で、救急車を除いた消防車両等117台に対する比率は19.7%となっております。

以上であります。

○ 有城 正憲 議長 37番杉野智美議員。

○ 37番 杉野 智美 議員

災害がいつどのように起きるかわからない。また、このコロナの感染の中で救急出動なども増えているという報道もあるわけですが、こうした中で、消防の消防力という基準をどのように整備を進めていくかということは、私達の理解としてもですね、しっかりチェックをしていかなければいけないところだと思っております。消防職員ですが695人で充足率94.6%とのことでした。広域化当初の平成28年4月1日の職員は692人でした。この時点の基準に沿った充足率は67.5%というふうに議会では答弁があったのですが、この時点と比較をしますと充足率そのものは上がっているわけです。27ポイントほど上がっているわけですが、職員数ではこの6年間で3人増ということに止まっているわけです。充足率については、基準を広域化後に新たに配置の基準を作ったということもあって、実数では3人の増なんだけれども、実質には充足率94.6%ということなんです

ね。まずは、ここをしっかりと配置をやりきっていく、このことが非常に重要だと思っております。運営計画には、より適正な人員配置が求められると計画の中にしっかりと記されているわけです。基準の735人まで40人です。どのように実現していくのでしょうか。いつまでにこれをやっていくのかお考えを伺いたいと思います。

また、平均年齢と超過勤務の状況についてもお伺いをしたいと思います。充足率をまだ満たしていない中で、コロナ対応などもあるわけですが、実際に広域の運営計画の中では平均年齢が下がっていくこと、これはこれからの組合の運営に大きな課題になるとの指摘もしております。超過勤務の状況について、広域の時点と現状がどのように推移をしているのかお聞きしたいと思います。

もう1つ、車両ですが、充足率100%に満たない車両が指揮車だけに今なっていて、充足率90%との答弁でございました。常備車両数は154台ですから、総数については広域の時点と変わらないと思います。しかし、更新の目安とする20年以上経過した車両が23台あるとの内容です。運営計画ではですね、これまでも議論してきましたが、運営計画の作られた時点では年平均16台の更新が必要だと、こういう計画を持たなければいけないということが記されているわけです。私はこの計画も必要だと毎回申し上げているわけですが、この計画はどのようになっているのか伺います。また、現状で20年以上経過する車両が23台あるわけです。これは喫緊の対応が急がれると思います。財源の確保、更新整備の計画について、この23台をどのように更新を進めていく考えなのかをお伺いして2回目の質問といたします。

○ 有城 正憲 議長 高橋寛充消防救助課長。

○ 高橋 寛充 消防救助課長

ご質問中、消防力の整備の関係についてお答えいたします。初めに、職員の充足率向上に向けた考え方につきましては、現在の運営状況から、各消防署の職員の配置、採用は各市町村が決定することとなっており、退職者の状況、当該年度における事業量、長期の消防学校派遣の有無など、様々な状況から総合的に判断されているものと認識してございます。

次に、更新目安を経過した車両整備の考え方につきまして、広域化消防施設設備整備計画では、各消防署が構成市町村の財政状況等を考慮しながら、消防施設等の機能が効果的に発揮されるよう、長期的かつ広域的な視点を持った消防施設等の整備、更新に取り組むため整備の基本的な考え方や更新目安を示したものでありますが、地域による使用実態の特性などがございますので、各署において日常点検等維持管理の徹底に努めながら、車両の状況により更新時期を総合的に判断していくものと考えております。

消防局としましては、各署の更新車両等を把握し、必要な調整を行いながら、事業の円滑な進捗を図っていく考えであります。

以上です。

○ 有城 正憲 議長 山村信也消防局総務課長補佐。

○ 山村 信也 消防局総務課長補佐

職員の平均年齢と超過勤務の状況ということでお答えさせていただきます。初めに、消防職員の平均年齢につきましては、広域化がスタートした平成28年4月1日時点となりますけども、職員数692人で平均年齢が36.2歳となっているのに対しまして、令和4年4月1日現在では職員数695人で平均年齢37.0歳となっております。広域化時点と比較いたしますと0.8歳上がっている状況になります。

次に、消防職員の超過勤務の状況につきましては、管理職員を除いた数字になりますが、平成28年度の対象人数は581人で一人当たりの平均では134時間、現状の令和3年度の対象人数は574人で一人当たりの平均では96時間となっており、平成28年度と比較いたしますと38時間減少しております。

以上でございます。

○ 有城 正憲 議長 37番杉野智美議員。

○ 37番 杉野 智美 議員

それでは、3回目の質問に入りたいと思います。

専門家の皆さんが大規模災害の時代に入っていると、十勝がですね、いつ大きな地震に見舞われるかもしれないという状況もある中ですが、全国各地でもこれまで経験したことがない災害が色々起きているわけです。そういった中で、災害から住民の命と財産を守る。こういう消防の役割、とりわけ、いつ起こるかわからない災害への最も重要な役割を果たすのは、やはり常備消防力を最低限度備えておくことしかないのではないかと思うわけです。署所は基準をとりあえず満たすということで検討に入っているということですので、まず、出動や指令の拠点となる署所が無くなってしまえば、耐震化が不十分であれば災害の救助など成り立たないわけですから、ここは本当に喫緊の対応が必要だということだと思います。具体的に進めていただくよう協議をお願いしたいと思っております。人員の確保についてもお伺いをしたわけです。災害が起こった時に、まず、適正な人員配置が備わっていなければ、災害に必要な十分な対応ができないわけです。いくら車両があつたり十分な機器が揃っていたとしても、それを扱う人員をまず基準にしっかりと備えていくということが大事だと思います。そして、経験の蓄積も重要だと考えます。職員の平均の年齢が36.2歳から37.0歳になったということで0.8歳上がっているわけですが、辞めずに1年経てば入れ替わりがなく1年経てば1歳引き上がっていくんですね。ですけれども、これはやはり計画的にこれからの人材を確保するという点からも、非常に大事な取り組みではないかと思っております。計画的な人員の確保にも、この年齢をどう確保するかを教育などと合わせていくかということだと思います。併せてですが、職員の採用についてなんですが、先ほどご答弁で各市町村が採用の計画に基づいて、それを十勝の消防局として一括で押さえて、そして今年度は何人募集しているかという動きになっていく、こういう流れだということでご答弁があつたと思うのですが、この流れを変えなければ、実際に職員の充足率を引き上げて行くということではできないのではないのでしょうか。基準となる人員の確保を行うために、どのような計画を持っていくのか、職員の採用がこの自賄いということもあって、各自治体の裁量に任されているということが、人員の確保や経験の蓄積についても、今なかなか前に進まない状況になっているのではないのでしょうか。消防局として計画をもつての配備についてどこでどう進めて行くのか具体的に各自治体と協

議を進めていく。具体的にこうした計画を持つということが必要ではないでしょうか。お聞きをしたいと思います。

車両についてです。更新時期を迎えている車両をどのように計画を進めるのかということで明確に進めるということとは無く、今まで通りの方針の考え方であったと思います。広域化をした目的は、やはり十勝全体の住民の安全を守る、それからより計画的にこの消防の実務、救助活動を行っていくということを考えた時にも、やはりそれぞれの裁量に任せるような計画のあり方では、この広域化の目的、役割が何だったのかが問われることになるのではないのでしょうか。とりわけ25年以上経過の8台、それから消防年報を見ますと、30年以上経過の2台については、具体的にいつどう更新をするのか、災害にしっかり備える立場から次期予算からでも組み込めるように計画の具体化を求めておきたいと思います。監査委員の意見書を拝見しましたが、とかち広域消防運営計画の着実な推進が求められていると、このように記されております。やはりこの運営計画に基づいた具体的な手立てを是非前に進めていただきたいと申し上げて3回目の質問といたします。

○ 有城 正憲 議長 長谷川耕三消防局次長。

○ 長谷川 耕三 消防局次長

ただ今、議員から様々な意見をいただきました。その中で、消防力の整備について説明させていただきます。消防力の整備につきましては、昨年3月になりますが、消防力の基準ですとか広域化消防施設設備整備計画をですね、現時点の目標として構成市町村と協力しながら作成して進めているところでございます。その中で、消防力の強化ということに関しましては、人員の不足等もございました。人員の不足等につきましては、消防団との協力等もあり、災害等には万全を期してございまして、消防力が低下しているということは今現在無いということで進めてございます。その中で、車両ですとか、耐震化調査の進め方の意見も頂きましたが、それらに関しましてはどうしても多額の費用が伴います。そのことも含めまして、それぞれの構成市町村の中での施設計画等ございますので、その辺も調整させて頂きながら整備を進めていきたいと考えてございま

す。そして、大規模災害の対応というのもございましたが、近年、異常気象によります自然災害の頻発化や日本海溝・千島海溝の地震等の発生が予想されております。その辺につきまして、消防局といたしましても、構成市町村、各消防署とも協議を進めていきながら、消防力の充実強化を進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

-
- 有城 正憲 議長 ほかにも。
18番中橋友子議員。

-
- 18番 中橋 友子 議員

ただいま、杉野議員の質問の中との一部関連もございしますので、2点併せてお尋ねしたいと思います。

1点目は、ただいまの消防力、自賄いの定義につきまして、いつまでにどのような形で進められると考えているのかという点であります。この広域消防が発足いたしまして、この決算でちょうど6年目に当たります。5年目の決算の時に一定の賃金あるいは階級等の統一が図られまして統一化が進みました。その際に、さらなる消防力の整備であるとか、あるいは採用であるとか、組織面の勤務形態であるとか、これから統一していく課題だということをお示しを頂いておりました。この点につきまして、令和3年度の中でどのように協議をなされ、整備に向かわれたのか。進捗状況についてお答えをいただきたいと思っております。

もう1点ですが、どんどん広がってきておりますコロナ禍の感染の中での救急任務につきまして、1つには、救急搬送の受け入れが十分であるかどうかということをお尋ねいたします。今回の監査委員の資料を見ましても、令和3の救急搬送は14,506件。実際の搬送人数といたしましては12,911人ということで示されております。さらにお尋ねをしたいのは、この中で救急搬送困難の事案というのがどのくらいあったのか。そして、それはおそらく増えてきているのではないかとこのように思いますが、過去と比べてどうなのか、要因等についてもどのようにおさえられているかお伺いしておきたいと思っております。

○ 有城 正憲 議長 山村信也消防局総務課長補佐。

○ 山村 信也 消防局総務課長補佐

私の方から、自賄い解消の進捗・検討状況についてお答えさせていただきます。自賄い解消に向けた検討につきましては、昨年度、給与制度、消防力の基準などの整理、これを図った以降は、帯広市の副組合長、18町村の副町村長たる組合の参事を中心に将来的な人口減少、高齢化の進展等により、今後における市町村の財政状況ですとか、十勝圏の災害状況等の推移、こういったことを踏まえながら、広域消防が目指していく方向性について協議を重ねている状況でございます。昨年度から現在までに、構成市町村の消防担当課長会議を10回、旧消防組合の各ブロックごとの参事で構成するブロック会議を3回、副市町村長で構成する参事等会議を5回、市町村長等で構成する正副組合長会議を1回、それぞれ開催している状況でございます。

以上でございます。

○ 有城 正憲 議長 近藤慎哉消防局救急企画課長。

○ 近藤 慎哉 消防局救急企画課長

コロナ禍における救急出動状況というところでございますが、令和3年の出動状況につきましては、議員が仰った数字でございます。令和4年につきましては、10月末現在の速報値でございますが、出動件数は13,981件、昨年同月比2,002件の増でございます。内訳につきましては、急病が8,957件で64.1%、一般負傷が1,959件で14%であり、この2つの種別で全体の8割を占めている状況でございます。同期間における新型コロナウイルス感染症患者及び疑いがあるものとして対応した件数は1,211件ございまして、内825人が陽性患者であったというところでございます。

次に、搬送困難な事例でございますが、令和3年度中の件数につきましては、今年2月の第1回定例会でお答えしたとおりで100件ございました。令和4年につきましては、10月末現在で146件の困難事案が発生しております。その内、コロナに係ります感染症の疑いがあった事案というのは11件でございます。発生件数につきましては、前年の同月比

61件、疑い患者の搬送にあっては9件の増加でございます。これらの要因については、今年に入り十勝管内における患者の増加、医療機関でのクラスター発生、医療従事者の感染や濃厚接触者等に伴う療養や自宅待機による診療や受け入れの制限などが要因ではないかと考えております。また、受け入れ状況につきましても、陽性患者は従前から帯広保健所の方が入院調整等をしておりますので、陽性者の受け入れ先が無いというような状況ではございません。

○ 有城 正憲 議長 18番中橋友子議員。

○ 18番 中橋 友子 議員

自賄いの解消につきましては、それぞれ担当課の会合を重ねて実施されておりました、協議が進んで来られているのだなというふうに理解をしたいと思います。その上で、これは昨年の決算の時にもどのぐらい令和3年度の中で進めていこうとしているのかというようなこともお尋ねしてきているんですけども、タイムスケジュールとしてはなかなか示しづらいんだというお答えでありました。しかし、こういった自賄いの解消が運営計画を執行する上においても、消防力をしっかりと構築していく上でも、こういったスケジュールについては一定の目安を持ってやっていかなければ先送りになっていってしまうのではないかという懸念を持ちます。そういう点で、スケジュールを持つというお考えについてはいかがでしょうか。

次に救急搬送の質問であります、この搬送に当たりましては、令和3年の時には100件ということでありました。令和2年が30件でありましたから、ここで約3.3倍ということで急増しております。さらに、今年はまだ途中であっても146件ということありますから、約1.5倍という増え方、急増というふうに押さえます。そこでですね、実際に救急搬送困難事例につきましては、直接命にも関わっていく重大な問題でもありますので、ここの広域消防が関わった搬送の中で、連絡を受け病院に搬送するまでの時間というのは最長でどのぐらいかかっているのか。前年度のお話の中では、この救急搬送困難そのものの定義として、30分以上かかり、しかも4か所以上の医療機関との連絡を取り合ったものをカウントしてるということでお答えいただいております。

りましたけれども、今回も同じ基準だと思うんです。その基準に基づいて、さらに1番長くかかった方でどのくらい時間がかかられたのか、そこもお知らせいただきたいと思います。同時に広域化、全国一広い消防と言われていています。従って、この救急搬送についても、地理的な条件等も大いにここに加わってくるのではないかと思います。帯広市内の所と、また、離れては足寄、陸別と広くあります。そういったところで、困難事例が地域的にもどんなふうが発生しているのかお示しをいただきたい。このように思います。

○ 有城 正憲 議長 山村信也消防局総務課長補佐。

○ 山村 信也 消防局総務課長補佐

自賄いの関係のスケジュールということでご質問がありました。先程も答弁しているとおり、各構成市町村と協議を重ねている状況であります。その内部検討を進めるにあたりまして、整理しなければならない事項、こういったものが非常に多く、市町村長の高度な判断を要する事項等もありますので、一定の時間をかけて丁寧に進めていかなければならないと考えております。また、給与制度、消防力の基準などの重要政策の解決に5年を要したという状況もありまして、現時点ではですね、そのタイムスケジュールや具体的な検討内容、こういったものを示すことができませんが、検討していく中で、市町村間で確認できるものが出てきましたら、適宜、議会に説明していきたいと考えております。

以上でございます。

○ 有城 正憲 議長 近藤慎哉消防局救急企画課長。

○ 近藤 慎哉 消防局救急企画課長

まず、搬送困難事案に関します現場の滞在時間というところでございますが、100分を越えた事案が4件ございました。その内、最長の現場滞在時間が107分でございます。続いて、問い合わせ件数につきましても、2月にお話ししたとおり14回というのが最高でございます。これにつきまし

ては、丁度土曜日の正午付近の時間帯に発生しておりまして、各病院が丁度診療が終わったような時間帯に重なりまして、ちょっと多い問い合わせ件数になったという事案でございます。それから、遠隔地での救急搬送等でございますが、それぞれの地域にある公立病院を含めまして、救急告示病院が一定数配置がありまして、主にそういうような重症的な患者さんは、一度そこに入るような体制であったりとか、それぞれの町と病院、消防署という形で連携がされているというふうに認識しております。また、重症傷病者につきましても、市内近郊につきましても、当番病院等を含めて受け入れ態勢が整っておりますので、そこに今現在、大きな問題が発生しているような状況ではありません。以上です。

○ 有城 正憲 議長 18番中橋友子議員。

○ 18番 中橋 友子 議員

わかりました。まずは自賄いのことにつきまして、今回もなかなかタイムスケジュールは難しいけれども、しかし、慎重に丁寧に協議をされて、成就をさせていくという方向であるというふうに受け止めていただきたいと思えます。本来であれば、この広域消防は特別地方公共団体でありますから、お金の問題、財源は当初から一本化されるというのが大前提であったというふうに思います。当時の広域化をスタートさせるに当たって、なかなか合意が得られない中で、課題として置かれてきたというのを認識しております。最終的には、しっかりと消防力の体制をとっていくということに、それぞれの市町村の財政力に関わらず、運営計画に基づいて作り上げていくというのがこの広域消防の役割だと思いますので、早期に自賄いが解消されるというような方向へ向かうべきであろうというふうに思います。

それと救急搬送の事案につきましては、100分を超えるということは、結局、連絡をいただいて到着してから1時間40分ということですね。これが4件あったということでもあります。全国的には、もっともっと長時間に渡ってということで、命にも関わっているということが報道もされておりまして、大変深刻な事態だなというふうに受け止めてお

ります。この広域消防の中においては、命に関わるような事例があったのか無かったのか、急増する救急搬送について現時点では解消されているというふうに押さえているのか、あるいは、これはもう保健所と連絡をした上で入院先が決定されるということも聞いておりますので、そういった関係機関との協議というのはいっそう深めていく必要もあるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

○ 有城 正憲 議長 畠山誠人消防局総務課長。

○ 畠山 誠人 消防局総務課長

私から自賄いの解消についてお答えします。広域化発足以降、自賄い方式により組合運営を行ってきておりますけれども、庁舎建設や消防車両の更新などの事業が市町村間において大幅に差が生じている状況では無いこと、各市町村におきましては、消防団組織との補完体制が確立されておりますので、現時点におきましては、自賄い方式が地域住民に大きな影響を及ぼしている状況にはないと考えております。しかしながら、将来的な人口減少や高齢化のさらなる進行などにより自賄い方式を継続した場合、いずれ消防力の維持に影響を及ぼすものとそういうことが懸念されております。当組合といたしましては、今後の十勝圏における消防需用を的確に捉え、将来に渡り必要な消防力と行政サービスを持続的に提供できる消防体制について、19市町村間で協議、検討を進め、ここ十勝における自賄い方式解消の形を見出していきたいとそのように考えております。

以上であります。

○ 有城 正憲 議長 近藤慎哉消防局救急企画課長。

○ 近藤 慎哉 消防局救急企画課長

まず、救急搬送困難事案の傷病者への対応ということでございますが、重症等における救急隊の判断におきまして、重傷とみられる患者さんにおきましては、それぞれの地域における拠点病院で受け入れ体制が整っているような状況なので、搬送に困難しているというような状況ではないと

いうふうに考えております。それから、受け入れ態勢に係ります各種関係機関との連携というところでございますが、政府が With コロナに向けた政策の考え方というものを決定されまして、9月12日付けで With コロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについてというのが厚生労働省より出されております。9月26日以降、新型コロナウイルス患者の発生届出者の対象が65歳以上の方ですとか、入院を要する方、重症化リスクがあり酸素投与、投薬等の治療が必要だとか、妊婦さんとかに限られているというような状況におきまして、さらに7月以降、十勝管内におきましても、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大しているような状況で帯広保健所とも病院の受け入れ体制、搬送体制につきましても協議を重ねてきたところでございます。現在は週2回、帯広市医師会、十勝医師会、それから新型コロナウイルス感染症を疑う患者を診療する医療機関、それと帯広保健所、帯広市等と新型コロナウイルス感染症に関わる医療体制検討会議というものに参加しまして、それらと情報を共有しながら新型コロナウイルス患者の対応を図っているという状況でございます。

私からは以上です。

○ 有城 正憲 議長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○ 有城 正憲 議長 ほかになければ、質疑を終わります。
これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○ 有城 正憲 議長 別になければ、討論を終わります。
これから、採決を行います。
おはかりいたします。
議案第17号については、これを認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 有城 正憲 議長 ご異議なしと認めますので、議案第17号は認定することに決定いたしました。
-

- 有城 正憲 議長 以上で本日の日程は、全部終わりました。
これをもちまして、令和4年第4回とかち広域消防事務
組合議会定例会を閉会いたします。

————— 午後2時29分閉会 —————

本会議の次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 有 城 正 憲

議 員 堀 田 成 郎

議 員 谷 口 和 弥